

特定非営利活動法人 釜ケ崎支援機構〒557-0004 西成区萩之茶屋 I-5-4 電話:06(6630)6060

『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』 成立から1年 ホームレス対策 国の基本方針 確定・公表へ

- ◎ 就業の機会が確保されることが最も重要
- ◎ 安定した居住の場所が確保されることが必要

野宿生活者対策のための法律が、昨年8月に公布され、今年2月に野宿生活者の全国調査が行われたのを受けて、国の基本方針が策定されました。

基本方針では、『ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。』とされています。(ここで引用しているのは7月3日に公表された案文です。7月24日まで意見募集の後、8月1日には確定したものが発表されます。)

野宿に至る最大の原因が失業であり、収入がなくなって居住の場を失ったから、公園や路上で野宿生活を送っているのですから、当然の指摘といえます。





天は犬の上に人を置き 人の上に人を創らず

公園の使用の仕方について、注意を呼びかけた看板(左写真上)では、「人間が大迷惑」するから、犬を飼う人間はルールを守ってくださいということが、書かれています。

犬は、人間の管理下にあり、公園も人間の 管理下にあるものですから、人間 (公園愛護協会) から人間 (飼い主) に対して注意が呼 びかけられるのは当然でしょう。犬に注意し てもワンとも答えてくれないのは、明かです から。

道路上の「物件」の「除去」を大阪市長が、

物件の所有者(設置者)に要求した貼紙(左写真下)では、除去を要求する理由として、「市民の皆さんのめいわく」があげられています。この場合の「物件」は、人の住む家です。所有者(設置者)は、野宿生活者(この場合は仮小屋生活者というべきか)ということになります。

犬は自分のフンを袋に入れてゴミ箱に捨てることができません。犬にはそういう能力はありません。だから、飼い主が責任を持って処理することが社会のルールになっているのです。路上を居住のために占有している野宿生活者は、設置した能力があるのですから、除去する能力もあると思われます。人としてのルールもよくわきまえているはずです。にもかかわらず、「市民」の迷惑と

なる設置物を設け、住むなんて、犬 以下である、と考える人もいるかも 知れません。しかし、そもそも野宿 生活者は「人」なのですから、

「犬」と対比して考えることは間違っています。対比するなら、せいぜ



い、飼い犬のフンの始末をしない飼い主と比較するのが妥当でしょう。

犬を飼うのは義務ではありません。犬を飼いたいと思っている人は沢山いるでしょうが、そう思っている人がすべて犬を飼うわけではありません。犬を飼うというのは、個人あるいは家族の好みの問題です。個人が自分の選択でした犬を飼うという行為で、人に迷惑を掛けたときは、当然、飼い主が非難されます。これは、当然のことといえるでしょう。

野宿生活者も、個人の選択で公園や道路上などに設置物をし、人に迷惑を掛けています。無責任な犬の飼い主同様、非難に値するように思われます。

しかし、その設置物は、住居です。犬を飼うことは選択の問題ですが、住む 所、寝る場所は、人が生きていく上で誰にとっても必要なものです。

野宿生活者は、失業や廃業などで収入の道がなくなり、家賃を払うことができなくなって路上に出た人達です。しばらくは、段ボールなどを敷いてアーケードのある歩道や公園で寝ますが、野宿の状態が長引くに従って、少しでも安定した寝場所を確保しようと努力するようになります。そして、居住環境を良くしようと努めます。人間だからこそ、与えられた環境の中で、よりよい生活を送ろうと努力するのです。その結果が、公園や道路上のテントや仮小屋なのです。

事情はよく判るが、やはり、みんなが使うべきものを私的に占有するのは許されるべきではないだろう、という声もあろうかと思います。冒頭で紹介したように、国のホームレス対策基本方針でも、「安定した居住の場所が確保されることが必要である」とされているので、今後、野宿生活者の安定した居住への移行が進み、公園や路上での生活が見受けられなくなる事が期待されます。

ただ、国や地方公共団体の施策が効果を上げるまでの間は、どうすればいいのでしょうか。野宿生活者の上に市民が君臨して、行政機関に追い立てだけを求め続けるのか、あるいは、人として連帯感を持ち、行政機関に雇用や住居提供等の対策を促進し、一日も早く状況を変えることを要求することによって、自分が公共空間を快適に利用する権利を回復することをめざすのか。

ホームレスの人権の擁護に関する事項について (国の基本方針案より)

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。 ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に 配慮しつつ、次の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を 図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当

NPO 釜ヶ崎通信・広報版

2002(平成 15)年 8 月 1 日号

http://www.npokama.org npokama@npokama.org

郵便振り込み口座 口座番号=00900-1-147702

口座名=釜ヶ崎支援機構

該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホーム レスが入居する施設において、入居者の人権の 尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。